

令和 7 年 9 月

飯田市議会第 3 回定例会議案

令和 7 年飯田市議会第 3 回定例会議案目次

(9 月 2 日提出分)

報告第24号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第25号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
議案第76号	教育委員会の委員の任命について
議案第77号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
議案第78号	飯田市千代財産区管理委員の選任について
議案第79号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第80号	飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第81号	飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第82号	飯田市保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第83号	飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第84号	飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第85号	飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について
議案第86号	飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第87号	飯田市水道条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第88号	飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第89号	飯田市議会議員及び飯田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び飯田市議会議員及び飯田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第90号	財産の取得について（中型路線バス車両）
議案第91号	工事請負契約の締結について（林道施設 P C B 廃棄物処理促進対策工事）

議案第92号	財産の処分について
議案第93号	財産の取得について（排水ポンプ設備）
議案第94号	財産の取得について（凍結防止剤散布車）
議案第95号	工事請負契約の一部変更について（過年発生土木施設補助災害復旧事業橋梁（りょう）災害復旧工事）
議案第96号	令和6年度飯田市水道事業剰余金の処分について
議案第97号	令和6年度飯田市下水道事業剰余金の処分について
議案第98号	工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業上郷小学校長寿命化改良建築工事）
議案第99号	工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業上郷小学校長寿命化改良電気設備工事）
議案第100号	令和7年度飯田市一般会計補正予算（第3号）案
議案第101号	令和7年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第102号	令和7年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
議案第103号	令和7年度飯田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）案
議案第104号	令和7年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）案
議案第105号	令和7年度飯田市下水道事業会計補正予算（第1号）案
議案第106号	令和6年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第107号	令和6年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第108号	令和6年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第109号	令和6年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第110号	令和6年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第111号	令和6年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第112号	令和6年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第113号	令和6年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第114号	令和6年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第115号	令和6年度飯田市病院事業決算認定について
議案第116号	令和6年度飯田市水道事業決算認定について
議案第117号	令和6年度飯田市下水道事業決算認定について
議案第118号	令和6年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算認定について

報告第24号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日報告

飯田市長 佐藤 健

記

専決第11号 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を定めることについて

下記のとおり道路管理の瑕疵^{かし}による損害を賠償する。

令和7年7月31日専決

飯田市長 佐藤 健

記

1 相手方 飯田市内在住者

2 事故の概要

令和7年4月20日午後1時30分頃、飯田市下久堅知久平742番付近の市道下久堅91号線において、当該市道に敷設されている用水路の蓋が、相手方が所有する軽貨物自動車が通過した際に跳ね上がり、当該車両の下部を破損する損害を与えた。

3 損害賠償額 40,730円

報告第25号

健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり報告する。

令和7年9月2日報告

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

1 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	— (11.90)
連結実質赤字比率	— (16.90)
実質公債費比率	8.6 (25.0)
将来負担比率	7.2 (350.0)

(備考) 1 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを示す。

2 括弧内の数値は早期健全化基準

2 資金不足比率

(単位：％)

特別会計の名称	資金不足比率
地方卸売市場事業特別会計	— (20.0)
病院事業会計	— (20.0)
水道事業会計	— (20.0)
下水道事業会計	— (20.0)

(備考) 1 「—」は、資金の不足額がないことを示す。

2 括弧内の数値は経営健全化基準

議案第76号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を、飯田市教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市内在住 野澤 稔弘

議案第77号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市在住 林 美射男

飯田市在住 金田 光廣

飯田市在住 川島 一慶

議案第78号

飯田市千代財産区管理委員の選任について

下記の者を、飯田市千代財産区管理委員に選任したいから、飯田市千代財産区管理会条例（昭和39年飯田市条例第31号）第3条の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市在住 林 岩刀

議案第79号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の育児休業等に関する条例（平成4年飯田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。

第12条中「第2条第5項」を「第2条第6項」に改める。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）」を削る。

第20条を次のように改める。

（第1号部分休業の承認）

第20条 法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第20条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間
（法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第20条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「職員が」の次に「法第19条第1項に規定する」を加える。

第22条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第22条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議案第80号

飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(案)

飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成7年飯田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「第12条の3第1項」を「第12条の4第1項」に改める。

第12条の4を第12条の5とする。

第12条の3第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第12条の4とする。

第12条の2の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第12条の3 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年飯田市条例第7号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市長が規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事

情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の飯田市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第12条の3第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第81号

飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市個人番号の利用等に関する条例（平成27年飯田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5 市長	飯田市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であつて、住登外者（飯田市の住民基本台帳に記録されていない者であつて、飯田市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を識別するための番号を付し、及び管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務
------	--

別表第2の1の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

- (6) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）

別表第2の2の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

- (9) 住登外者宛名情報

別表第2の3の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

- (10) 住登外者宛名情報

別表第2の4の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

- (4) 住登外者宛名情報

別表第2の5の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

- (4) 住登外者宛名情報

別表第2の6の項特定個人情報の欄中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 中国残留邦人等支援給付等関係情報
(2) 住登外者宛名情報

別表第2の7の項を次のように改める。

7 削除		
------	--	--

別表第2の8の項特定個人情報の欄中「生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情

報」を「次に掲げる情報」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 生活保護実施関係情報又は外国人生活保護実施関係情報

(2) 住登外者宛名情報

別表第2の9の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(9) 住登外者宛名情報

別表第2の10の項特定個人情報の欄中「外国人生活保護実施関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 外国人生活保護実施関係情報

(2) 住登外者宛名情報

別表第2の11の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(12) 住登外者宛名情報

別表第2の12の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(7) 住登外者宛名情報

別表第2の13の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(4) 住登外者宛名情報

別表第3の3の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(6) 住登外者宛名情報

附 則

この条例は、令和7年11月25日から施行する。ただし、別表第2の7の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第82号

飯田市保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

飯田市保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市保育の実施に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（飯田市保育の実施に関する条例の一部改正）

第1条 飯田市保育の実施に関する条例（昭和62年飯田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第43条第3項」を「第43条第4項」に改める。

（飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 飯田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第22号中「第43条第3項」を「第43条第4項」に改める。

第26条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

（飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 飯田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年飯田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条及び第3条中飯田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第2条第22号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第83号

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案）

飯田市福祉医療費給付金条例（平成15年飯田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「提示」を「提示等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、支給対象者が受給者証に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を提示した場合で、協力医療機関等又は長野県の区域に存する保険医療機関等が当該個人番号カードを提示した者に係る資格情報を取得し、及び閲覧することができるときは、受給者証の提示を要しない。

第8条第2項中「により協力医療機関等に対し受給者証を提示して」を「による協力医療機関等に対する受給者証の提示又は同条第3項の規定による個人番号カードの提示並びに協力医療機関等が行う資格情報の取得及び閲覧により」に改め、同条第3項中「により保険医療機関等に対し受給者証を提示して」を「による保険医療機関等に対する受給者証の提示又は同条第3項の規定による個人番号カードの提示並びに保険医療機関等が行う資格情報の取得及び閲覧により」に改める。

第9条第1項第1号中「を提示して」を「の提示又は個人番号カードの提示並びに当該個人番号カードを用いた資格情報の取得及び閲覧による」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から令和8年3月31日までの間において、市長が規則で定める日から施行する。

議案第84号

飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年飯田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（建築物の建蔽率の最高限度）

第4条の2 建築物の建蔽率は、別表第2に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の建蔽率の最高限度の項に掲げる数値以下でなければならない。

2 前項の規定の適用については、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で、飯田市建築基準法施行細則（昭和50年飯田市規則第34号）第10条の規定に該当するものの内にある建築物にあっては、別表第2に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の建蔽率の最高限度の項に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって、同項の数値とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（建築物の壁面の位置の制限）

第5条の2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線及び隣地境界線までの距離（以下「外壁の後退距離」という。）は、別表第2に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄の壁面の位置の制限の項に掲げる数値以上でなければならない。

第7条第2項中「場合における」の次に「第5条の2及び」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 建築物の敷地が地区整備計画区域の内外にわたる場合における第4条の2の規定の適用については、当該建築物の建蔽率は、同条の規定による当該各地区整備計画区域の内外の建築物の建蔽率の限度にその敷地の当該地区整備計画区域の内外にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

第8条第2項中「場合における」の次に「第5条の2及び」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 建築物の敷地が計画地区の2以上にわたる場合における第4条の2の規定の適用については、当該建築物の建蔽率は、同条の規定による当該各計画地区内の建築物の建蔽率の限度にその敷

地の当該計画地区内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

第10条第1項中「第4条」の次に「、第4条の2第1項」を、「第5条第1項」の次に「、第5条の2」を加える。

第13条第1項第3号中「第5条第1項」を「第4条の2第1項、第5条第1項、第5条の2」に改める。

別表第1に次のように加える。

川路地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された飯田都市計画川路地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------	--

別表第2に次の表を加える。

3 川路地区整備計画区域

計画地区	制限	
居住地区	用途の制限	1 法別表第2(い)項第3号に掲げる共同住宅(寄宿舍又は下宿を除く。) 2 法別表第2(に)項第3号及び第4号に掲げる建築物 3 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物 4 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第1条の11に規定する指定数量以上の危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所 5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物のうち政令第130条の5の3に掲げる建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
	建蔽率の最高限度	100分の60
	敷地面積の最低限度	250平方メートル
	壁面の位置の制限	1 幅員6メートルの区画道路(市道川路196号線及び市道川路197号線)にあつては、2メートル 2 前項に掲げるもの以外の道路にあつては、1メートル 3 隣地にあつては、1メートル
	高さの最高限度	12メートル
新産業地区	用途の制限	1 法別表第2(い)項第1号から第4号までに掲げる建築物 2 法別表第2(は)項第3号に掲げる建築物 3 法別表第2(に)項第3号から第5号までに掲げる建築物 4 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げる建築物 5 法別表第2(へ)項第3号に掲げる建築物 6 法別表第2(り)項第2号に掲げる建築物

		7 法別表第2（わ）項第4号に掲げる建築物
	壁面の位置の制限	1 都市計画道路3・3・40桐林大明神原線にあつては、5メートル 2 前項に掲げるもの以外の道路にあつては、2メートル 3 隣地にあつては、2メートル
	高さの最高限度	15メートル
駅前地区	用途の制限	1 法別表第2（い）項第1号から第4号までに掲げる建築物 2 法別表第2（に）項第3号から第5号までに掲げる建築物 3 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げる建築物 4 法別表第2（へ）項第3号に掲げる建築物 5 法別表第2（り）項第2号に掲げる建築物 6 自動車修理工場 7 主たる用途が法別表第2（る）項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品（以下「危険物」という。）の販売、貯蔵又は処理に供する建築物
	壁面の位置の制限	1 都市計画道路3・3・40桐林大明神原線にあつては、5メートル 2 前項に掲げるもの以外の道路にあつては、2メートル 3 隣地にあつては、2メートル
	高さの最高限度	15メートル
ファクトリーパーク地区	用途の制限	1 法別表第2（い）項第1号から第4号までに掲げる建築物 2 法別表第2（は）項第3号に掲げる建築物 3 法別表第2（に）項第3号から第5号までに掲げる建築物（第4号にあつては、2以下の階を有するものを除く。） 4 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げる建築物 5 法別表第2（へ）項第3号に掲げる建築物 6 法別表第2（り）項第2号に掲げる建築物 7 法別表第2（わ）項第4号に掲げる建築物 8 自動車修理工場 9 主たる用途が危険物の販売、貯蔵又は処理に供する建築物
	建築物の建蔽率の最高限度	100分の50
	壁面の位置の制限	1 都市計画道路3・3・40桐林大明神原線にあつては、5メートル 2 前項に掲げるもの以外の道路にあつては、2メートル 3 隣地にあつては、2メートル
	高さの最高限度	15メートル

天竜峡 連携地 区	用途の制限	1 法別表第2（い）項第1号から第4号までに掲げる建築物 2 法別表第2（に）項第3号及び第5号に掲げる建築物 3 法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げる建築物 4 法別表第2（へ）項第3号に掲げる建築物 5 法別表第2（り）項第2号に掲げる建築物 6 自動車修理工場 7 主たる用途が危険物の販売、貯蔵又は処理に供する建築物
	壁面の位置の制限	1 都市計画道路3・3・40桐林大明神原線にあつては、5メートル 2 前項に掲げるもの以外の道路にあつては、2メートル 3 隣地にあつては、2メートル
	高さの最高限度	15メートル

注 この表の壁面の位置の制限の項の規定は、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であること。
- (2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

議案第85号

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市営住宅等条例の一部を改正する条例（案）

飯田市営住宅等条例（平成22年飯田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 2号市営住宅（第42条―第48条）」を「第3節 削除」に改める。

第1条中「、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「住宅改良法」という。）」を削る。

第2条第2号を次のように改める。

（2）削除

第2条第4号中「前3号」を「第1号若しくは前号」に改め、同条第6号イを次のように改める。

イ 削除

第2章第3節を次のように改める。

第3節 削除

第42条から第48条まで 削除

第65条第3号中「（住宅改良法第29条第1項の規定により準用する場合を含む。）」を削る。

第71条中「、第45条第1項、第47条第1項において読み替えて準用する第36条第1項」を削る。

第85条の2第2項の表中「第47条第4項及び」を削る。

第85条の3中「2号市営住宅、」を削る。

第88条第1項第1号中「第47条第1項及び」及び「、第45条第1項」を削り、同項第2号中「、第45条第2項、第47条第3項」を削り、同項第3号中「第45条第2項、」を削り、同項第5号中「第47条第4項及び」を削る。

別表第1中2の表を次のように改める。

2 削除

別表第2を次のように改める。

別表第2 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第86号

飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正
する条例（案）

飯田市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成5年飯田市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「その他管理者」を「その他水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う長（以下「管理者」という。）」に、「一部」を「全部又は一部」に改め、「範囲内」の次に「又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」を加える。

第10条中「水道事業及び簡易水道事業の管理者の権限を行う長」を「管理者」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第87号

飯田市水道条例等の一部を改正する条例の制定について

飯田市水道条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市水道条例等の一部を改正する条例（案）

（飯田市水道条例の一部改正）

第1条 飯田市水道条例（平成5年飯田市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、他の水道事業者（法第3条第5項に規定するものをいう。以下同じ。）又は法第16条の2第1項の規定により他の水道事業者が指定した者が給水装置工事を施行する必要があると管理者が認めるときは、この限りでない。

（飯田市農業集落排水処理施設条例の一部改正）

第2条 飯田市農業集落排水処理施設条例（平成13年飯田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「（市長が規則で定める軽微な工事を除く。）は」を「は、次の各号に掲げるものを除き」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）市長が規則で定める軽微な工事

（2）災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長の指定を受けた者又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると市長が認めるときに、これらの指定を受けた者が行う工事

第32条第1項第4号中「（昭和27年法律第292号）」を削る。

（飯田市下水道条例の一部改正）

第3条 飯田市下水道条例（平成13年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「（市長が規則で定める軽微な工事を除く。）は」を「は、次の各号に掲げるものを除き」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）市長が規則で定める軽微な工事

（2）災害その他非常の場合において、他の地方公共団体の長の指定を受けた者又は地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると市長が認めるときに、これらの指定を受けた者が行う工事

第42条第1項第4号中「（昭和27年法律第292号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第88号

飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年飯田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附則第2条中「この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間」を「当分の間」に、「平成32年3月31日までに」を「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなった日から2年以内に当該研修を」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第89号

飯田市議会議員及び飯田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び飯田市議会議員及び飯田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市議会議員及び飯田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び飯田市議会議員及び飯田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市議会議員及び飯田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び飯田市議会議員及び飯田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

（飯田市議会議員及び飯田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第1条 飯田市議会議員及び飯田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年飯田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

（飯田市議会議員及び飯田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正）

第2条 飯田市議会議員及び飯田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例（平成20年飯田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の飯田市議会議員及び飯田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び飯田市議会議員及び飯田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第90号

財産の取得について（中型路線バス車両）

交通体系整備事業として、下記の財産を取得したいから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 財産の名称 中型路線バス車両
- 2 取得予定価格 25,000,000円
- 3 契約相手方 飯田市大通1丁目38番地2
飯田ディーゼル株式会社
代表取締役 中島 一夫

議案第91号

工事請負契約の締結について（林道施設 P C B 廃棄物処理促進対策工事）

林道施設 P C B 廃棄物処理促進対策工事請負契約を下記のとおり締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 契約の目的 令和7・8年度林道施設 P C B 廃棄物処理促進対策工事
（林道）千遠線 飯田市千代 万古大橋他
- 2 契約の方法 総合評価落札方式の一般競争入札による契約
- 3 契約の金額 284,900,000円
- 4 契約の相手方 飯田市吾妻町7番地
北沢建設株式会社
代表取締役 北沢 資謹

議案第92号

財産の処分について

産業用地として、下記の土地を売却したいから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 場所 飯田市桐林2254番148ほか1筆
- 2 面積 5,141.66平方メートル
- 3 売却予定価格 50,388,268円
- 4 契約の相手方 飯田市北方101番地
小林製袋産業株式会社
代表取締役社長 熊谷 勝広

議案第93号

財産の取得について（排水ポンプ設備）

令和7年度河川自然災害防止事業として、下記の財産を取得したいから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 財産の名称 排水ポンプ設備
- 2 取得予定価格 88,000,000円
- 3 契約相手方 飯田市羽場坂町2351番地9
株式会社久保田商会
代表取締役 井坪 保

議案第94号

財産の取得について（凍結防止剤散布車）

融雪剤散布車購入事業として、下記の財産を取得したいから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 財産の名称 凍結防止剤散布車
- 2 取得予定価格 30,030,000円
- 3 契約相手方 飯田市大通1丁目38番地2
飯田ディーゼル株式会社
代表取締役 中島 一夫

議案第95号

工事請負契約の一部変更について（過年発生土木施設補助災害復
旧事業橋梁災害復旧工事^{りょう}）

令和6年飯田市議会第3回定例会において議案第105号として議決を経た令和6年度過年発生土木施設補助災害復旧事業橋梁災害復旧工事請負契約の一部について下記のとおり変更する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

区 分	変 更 前	変 更 後
契約の金額	163,900,000円	173,690,000円

議案第96号

令和6年度飯田市水道事業剰余金の処分について

令和6年度飯田市水道事業剰余金について、別紙のとおり処分したいから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

令和6年度飯田市水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金			
			減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
当年度 末残高	11,817,181,932	534,073,439	1,378,064,431	150,000,000	490,345,414	2,018,409,845
議会の 議決に よる処 分額	207,634,848	0	282,710,566	0	△490,345,414	△207,634,848
資本 金へ の組 入れ	207,634,848	0	0	0	△207,634,848	△207,634,848
減債 積立 金の 積立	0	0	282,710,566	0	△282,710,566	0
処分後 残高	12,024,816,780	534,073,439	1,660,774,997	150,000,000	(繰越利益剰余金) 0	1,810,774,997

議案第97号

令和6年度飯田市下水道事業剰余金の処分について

令和6年度飯田市下水道事業剰余金について、別紙のとおり処分したいから、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

(別紙)

令和6年度飯田市下水道事業剰余金処分計算書（案）

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
			減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計
当年度 末残高	4,064,293,349	783,542,267	289,339,045	1,057,462,376	1,346,801,421
議会の 議決に よる処 分額	561,616,674	0	495,845,702	△ 1,057,462,376	△ 561,616,674
資本 金へ の組 入れ	561,616,674	0	0	△ 561,616,674	△ 561,616,674
減債 積立 金の 積立	0	0	495,845,702	△ 495,845,702	0
処分後 残高	4,625,910,023	783,542,267	785,184,747	(繰越利益剰余金) 0	785,184,747

議案第98号

工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業上郷
小学校長寿命化改良建築工事）

学校施設環境改善交付金事業上郷小学校長寿命化改良建築工事請負契約を下記のとおり締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 契約の目的 令和7・8年度学校施設環境改善交付金事業上郷小学校長寿命化改良建築工事
飯田市上郷飯沼3118番地
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 契約の金額 1,193,500,000円
- 4 契約の相手方 飯田市主税町18番地
神稲建設株式会社
代表取締役 福澤 栄夫

議案第99号

工事請負契約の締結について（学校施設環境改善交付金事業上郷
小学校長寿命化改良電気設備工事）

学校施設環境改善交付金事業上郷小学校長寿命化改良電気設備工事請負契約を下記のとおり締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年飯田市条例第53号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 契約の目的 令和7・8年度学校施設環境改善交付金事業上郷小学校長寿命化改良電気設備
工事
飯田市上郷飯沼3118番地
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 契約の金額 178,200,000円
- 4 契約の相手方 飯田市松尾町3丁目15番地
新井電気工事株式会社
代表取締役 酒井 正司

令和7年度飯田市一般会計補正予算（第3号）案

令和7年度飯田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ362,116千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,734,390千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
14 国庫支出金	
	2 国庫補助金
	3 委託金
15 県支出金	
	2 県補助金
	3 委託金
16 財産収入	
	2 財産売払収入
17 寄附金	
	1 寄附金
18 繰入金	
	2 基金繰入金
19 繰越金	
	1 繰越金
20 諸収入	
	5 雑入
21 市債	
	1 市債
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
9,588,123	56,965	9,645,088
4,064,932	56,333	4,121,265
29,336	632	29,968
3,758,759	684	3,759,443
1,313,250	468	1,313,718
321,232	216	321,448
236,171	50,388	286,559
193,114	50,388	243,502
556,000	318	556,318
556,000	318	556,318
2,288,072	17,455	2,305,527
2,226,265	17,455	2,243,720
636,185	21,489	657,674
636,185	21,489	657,674
2,851,954	△11,683	2,840,271
1,211,493	△11,683	1,199,810
5,795,900	226,500	6,022,400
5,795,900	226,500	6,022,400
56,372,274	362,116	56,734,390

歳 出

款	項
1 議会費	
	1 議会費
2 総務費	
	1 総務管理費
	3 戸籍住民基本台帳費
	4 選挙費
	5 統計調査費
3 民生費	
	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	
	1 保健衛生費
6 農林水産業費	
	1 農業費
	2 林業費
7 商工費	
	1 商工費
9 消防費	
	1 消防費
10 教育費	
	5 社会教育費
11 災害復旧費	
	2 公共土木施設災害復旧費
13 諸支出金	
	1 積立金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
275,228	212	275,440
275,228	212	275,440
7,869,224	△11,067	7,858,157
6,762,721	24,012	6,786,733
287,307	632	287,939
139,329	△35,818	103,511
66,477	107	66,584
18,396,766	11,206	18,407,972
8,289,209	11,188	8,300,397
9,044,671	18	9,044,689
5,713,877	68,885	5,782,762
4,451,936	68,885	4,520,821
1,703,443	17,809	1,721,252
860,477	354	860,831
842,966	17,455	860,421
3,492,257	24,484	3,516,741
3,492,257	24,484	3,516,741
1,384,203	193,469	1,577,672
1,384,203	193,469	1,577,672
6,456,097	40,218	6,496,315
1,750,579	40,218	1,790,797
265,000	16,600	281,600
257,000	16,600	273,600
42,265	300	42,565
42,265	300	42,565
56,372,274	362,116	56,734,390

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	リニア駅周辺整備事業	千円 181,000

第3表 地方債補正

1 変 更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
観光施設整備事業費	千円 565,900	千円 567,100
消防防災施設整備事業費	133,300	161,400
災害対策事業費	19,400	181,100
社会教育施設整備事業費	506,900	525,800
単独災害復旧事業費	8,200	24,800
計	5,795,900	6,022,400

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	9,588,123	56,965	9,645,088
15 県支出金	3,758,759	684	3,759,443
16 財産収入	236,171	50,388	286,559
17 寄附金	556,000	318	556,318
18 繰入金	2,288,072	17,455	2,305,527
19 繰越金	636,185	21,489	657,674
20 諸収入	2,851,954	△11,683	2,840,271
21 市債	5,795,900	226,500	6,022,400
歳入合計	56,372,274	362,116	56,734,390

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	275,228	212	275,440
2 総務費	7,869,224	△11,067	7,858,157
3 民生費	18,396,766	11,206	18,407,972
4 衛生費	5,713,877	68,885	5,782,762
6 農林水産業費	1,703,443	17,809	1,721,252
7 商工費	3,492,257	24,484	3,516,741
9 消防費	1,384,203	193,469	1,577,672
10 教育費	6,456,097	40,218	6,496,315
11 災害復旧費	265,000	16,600	281,600
13 諸支出金	42,265	300	42,565
歳 出 合 計	56,372,274	362,116	56,734,390

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
			212
739		△11,933	127
19,240		18	△8,052
30,913			37,972
577		17,455	△223
6,180	1,200	7,401	9,703
	189,800		3,669
	18,900		21,318
	16,600		0
		300	0
57,649	226,500	13,241	64,726

2 歳 入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	9,588,123	56,965	9,645,088
2 国庫補助金	4,064,932	56,333	4,121,265
2 総務費国庫補助金	1,605,528	52,680	1,658,208
3 民生費国庫補助金	417,248	3,653	420,901
3 委託金	29,336	632	29,968
2 総務費委託金	10,780	632	11,412
15 県支出金	3,758,759	684	3,759,443
2 県補助金	1,313,250	468	1,313,718
6 農林水産業費県補助金	449,166	468	449,634
3 委託金	321,232	216	321,448
2 総務費委託金	267,935	107	268,042
6 農林水産業費委託金	1,394	109	1,503
16 財産収入	236,171	50,388	286,559
2 財産売払収入	193,114	50,388	243,502
1 不動産売払収入	193,104	50,388	243,492
17 寄附金	556,000	318	556,318
1 寄附金	556,000	318	556,318
3 民生費寄附金	0	18	18
4 衛生費寄附金	0	300	300
18 繰入金	2,288,072	17,455	2,305,527
2 基金繰入金	2,226,265	17,455	2,243,720
1 基金繰入金	2,226,265	17,455	2,243,720

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
9 企画費補助金	52,680	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 52,680
3 障害者福祉費補助金	330	障害者総合支援事業費補助金 330
4 老人福祉費補助金	2,966	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 2,966
7 医療費給付費補助金	357	地域診療情報連携推進費補助金 357
32 住民記録委託金	632	中長期在留者住居地届出等事務委託交付金 632
1 農業委員会費補助金	39	国有農地関係事務補助金 39
4 農業振興費補助金	429	みどりの食料システム戦略推進交付金 429
52 統計調査費委託金	107	統計調査委託金（経常調査） 107
7 農地費委託金	109	地すべり防止施設等管理業務委託金 109
1 土地売払収入	50,388	土地売払収入（工業課） 50,388
24 児童発達支援センター費寄附金	18	療育事業寄附金 18 杏林歯科医院から
5 環境保全費寄附金	300	環境保全寄附金 300 有限会社南信チップセンターから
2 特定目的基金繰入金	17,455	森林経営管理基金繰入金 17,455

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
19 繰越金	636,185	21,489	657,674
1 繰越金	636,185	21,489	657,674
1 繰越金	636,185	21,489	657,674
20 諸収入	2,851,954	△11,683	2,840,271
5 雑入	1,211,493	△11,683	1,199,810
1 雑入	1,211,493	△11,683	1,199,810
21 市債	5,795,900	226,500	6,022,400
1 市債	5,795,900	226,500	6,022,400
7 商工債	565,900	1,200	567,100
9 消防債	152,700	189,800	342,500
10 教育債	1,298,600	18,900	1,317,500
11 災害復旧債	99,900	16,600	116,500
歳 入 合 計	56,372,274	362,116	56,734,390

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 純繰越金	21,489	純繰越金 21,489
2 総務費雑入	△11,683	デジタル基盤改革支援補助金 △12,683 U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金返還金 1,000
4 観光施設整備事業債	1,200	地域活性化事業債 1,200
3 消防施設事業債	28,100	緊急防災・減災事業債 28,100
5 災害対策事業債	161,700	緊急防災・減災事業債 161,700
54 公民館整備事業債	18,900	脱炭素化推進事業債 18,900
21 公共土木施設災害復旧債	16,600	現年発生単独災害復旧事業債 16,600

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	275,228	212	275,440				212
1 議会費	275,228	212	275,440				212
1 議会費	275,228	212	275,440				212
							212
2 総務費	7,869,224	△11,067	7,858,157	739		△11,933	127
1 総務管理費	6,762,721	24,012	6,786,733			△11,933	35,945
1 総務管理費	1,754,092	23,262	1,777,354				23,262
							23,262
13 情報管理費	684,889	0	684,889			△12,683	12,683
						△12,683	12,683
				(諸)デジタル基盤改革支援補助金			△12,683
23 移住定住推進費	124,966	750	125,716			750	0
						750	0
				(諸)U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金返還金			750
3 戸籍住民基本台帳費	287,307	632	287,939	632			0
2 住民記録費	46,349	632	46,981	632			0
				632			0
				(国)中長期在留者住居地届出等事務委託交付金			632
4 選挙費	139,329	△35,818	103,511				△35,818
8 市議会議員選挙費	57,776	△35,818	21,958				△35,818
							△3,238

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	212	10議会費 212 01議会一般経費 212 10 需用費 212 印刷製本費 212
13 使用料及び賃借料	602	10総務一般管理費 23,262 01総務一般管理費 23,262 13 使用料及び賃借料 602 駐車場借上料 602
14 工事請負費	22,660	14 工事請負費 22,660 施設改修工事費 22,660
		10情報管理費 02住民情報システム管理費 財源内訳補正
22 償還金利子及び割引料	750	13移住定住推進事業費 750 01移住定住推進事業費 750 22 償還金利子及び割引料 750 過年度県支出金精算返還金 750
17 備品購入費	632	10住民記録費 632 01住民記録費 632 17 備品購入費 632 事務用備品購入費 632
1 報酬	△6,161	01人件費 △3,238 03会計年度任用職員人件費 △3,238 1 報酬 △3,067
3 職員手当等	△11,658	報酬 (パートタイム) △3,067

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

[illegible]

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
7 報償費	△171	3 職員手当等	△122
		通勤手当（フルタイム）	△5
8 旅費	△49	時間外勤務手当（フルタイム）	△117
		8 旅費	△49
10 需用費	△429	費用弁償（パートタイム）	△49
11 役務費	△633	10市議会議員選挙費	△32,580
12 委託料	△1,228	01市議会議員選挙費	△32,580
13 使用料及び賃借料	△2,695	1 報酬	△3,094
		投開票管理者報酬	△1,265
		投開票立会人報酬	△1,829
14 工事請負費	△38	3 職員手当等	△11,536
		時間外勤務手当	△11,486
		管理職員特別勤務手当	△50
18 負担金補助及び交付金	△12,756	7 報償費	△171
		事業推進、調査協力謝礼	△171
		10 需用費	△429
		消耗品費	△112
		燃料費	△32
		印刷製本費	△265
		修繕料	△20
		11 役務費	△633
		通信運搬費	△344
		広告料	△31
		手数料	△240
		筆耕翻訳料	△18
		12 委託料	△1,228
		選挙処理業務等委託料	△150
		ポスター掲示場設置等業務委託料	△1,078
		13 使用料及び賃借料	△2,695
		事務用機器借上料	△2,030
		自動車借上料	△465
		会場使用料	△150
		駐車場使用料	△50
		14 工事請負費	△38
		施設改修工事費	△38
		18 負担金補助及び交付金	△12,756
		選挙用はがき郵送公営費	△4,420
		選挙運動用自動車使用公営費	△6,137
		選挙運動用ポスター作成公営費	△1,391
		選挙運動用ビラ作成公営費	△276
		不在者投票事務取扱交付金	△532
10 需用費	15	10経常統計調査費	107
		01経常統計調査費	107
11 役務費	92	10 需用費	15
		印刷製本費	15
		11 役務費	92
		通信運搬費	92

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民生費	18,396,766	11,206	18,407,972	19,240		18	△8,052
1 社会福祉費	8,289,209	11,188	8,300,397	19,240			△8,052
1 社会福祉総務費	383,821	15,587	399,408	15,587			0
				15,587			0
				(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			15,587
3 障害者福祉費	2,245,666	660	2,246,326	330			330
				330			330
				(国)障害者総合支援事業費補助金			330
4 老人福祉費	2,674,951	△5,774	2,669,177	2,966			△8,740
							1,461
				2,966			0
				(国)地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金			2,966
							△10,201
7 医療費給付費	2,321,799	715	2,322,514	357			358
				357			358
				(国)地域診療情報連携推進費補助金			357
2 児童福祉費	9,044,671	18	9,044,689			18	0
4 児童発達支援センター費	214,753	18	214,771			18	0
						18	0
				(寄)療育事業寄附金			18
4 衛生費	5,713,877	68,885	5,782,762	30,913			37,972
1 保健衛生費	4,451,936	68,885	4,520,821	30,913			37,972

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	15,587	22社会福祉施設等支援事業費 15,587 01社会福祉施設等原油価格等物価高騰対策支援事業費 15,587 18 負担金補助及び交付金 15,587 社会福祉施設等原油価格等物価高騰対策支援事業補助金 15,587
12 委託料	660	10障害者福祉一般経費 660 01障害者福祉一般経費 660 12 委託料 660 福祉総合システム保守改良業務委託料 660
18 負担金補助及び交付金	2,966	10老人福祉一般経費 4,427 01老人福祉一般経費 1,461 22 償還金利子及び割引料 1,461 過年度国庫支出金精算返還金 974 過年度県支出金精算返還金 487
22 償還金利子及び割引料	1,461	
27 繰出金	△10,201	16地域介護・福祉空間整備等補助事業費 2,966 18 負担金補助及び交付金 2,966 認知症グループホーム等防災改修事業補助金 2,966 12介護保険関係事業費 △10,201 01介護保険特別会計繰出金 △10,201 27 繰出金 △10,201 介護保険特別会計繰出金 △10,201
12 委託料	715	20医療費給付事業一般経費 715 01医療費給付事業一般経費 715 12 委託料 715 システム改修業務委託料 715
10 需用費	18	11児童発達支援センター事業費 18 01児童発達支援センター事業費 18 10 需用費 18 消耗品費 18

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳										
						特 定 財 源			一般財源							
						国県支出金	地 方 債	そ の 他								
4	1	1 保健衛生総務費	2,618,941	49,625	2,668,566	46,973			2,652							
						46,973			0							
						(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			46,973							
									2,652							
						4 環境衛生費	73,169	90	73,259	90			0			
										90			0			
										(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			90			
		5 環境保全費	625,749	19,170	644,919	△16,150			35,320							
						△35,320			35,320							
						(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			△35,320							
						16,650			0							
						(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			16,650							
									0							
						2,520			0							
						(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			2,520							
		6 農林水産業費			1,703,443	17,809	1,721,252	577		17,455	△223					
		1 農業費	860,477	354	860,831	577			△223							
										1 農業委員会費	40,852	39	40,891	39		0
														39		0
(県)国有農地関係事務補助金														39		
4 農業振興費	145,544									206	145,750	429			△223	

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	3,702	11保健衛生推進費 46,973 01保健衛生推進費 46,973
18 負担金補助及び交付金	43,271	12 委託料 3,702 医療関連施設価格高騰対策支援業務委託料 3,702 18 負担金補助及び交付金 43,271 医療関連施設価格高騰対策支援金 43,271
27 繰出金	2,652	19国民健康保険特別会計繰出金 2,652 01国民健康保険特別会計繰出金 2,652 27 繰出金 2,652 直診勘定繰出金 2,652
18 負担金補助及び交付金	90	11環境衛生事業費 90 01環境衛生事業費 90 18 負担金補助及び交付金 90 普通公衆浴場価格高騰対策支援金 90
10 需用費	50	19地球温暖化対策推進事業費 19,170 13地域エネルギー普及事業費 財源内訳補正
12 委託料	3,120	
18 負担金補助及び交付金	16,000	16エネルギーコスト削減促進事業費 16,650 10 需用費 50 消耗品費 50 12 委託料 600 エネルギーコスト削減促進事業支援業務委託料 600 18 負担金補助及び交付金 16,000 エネルギーコスト削減促進事業補助金 16,000 17エネルギー対策支援事業費 2,520 12 委託料 2,520 二酸化炭素排出量可視化支援業務委託料 2,520
12 委託料	39	10農業委員会総務費 39 01農業委員会総務費 39 12 委託料 39 未貸付国有農地除草業務委託料 39

(款) 6 農林水産業費
(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
						特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	地 方 債	そ の 他		
6	1	4				429			△223	
			(県)みどりの食料システム戦略推進交付金			429				
		7 農地費	318,583	109	318,692	109			0	
						109			0	
				(県)地すべり防止施設等管理業務委託金			109			
	2 林業費	842,966	17,455	860,421			17,455	0		
		2 林業振興費	753,736	17,455	771,191			17,455	0	
								17,455	0	
						(繰)森林経営管理基金繰入金			17,455	
	7 商工費		3,492,257	24,484	3,516,741	6,180	1,200	7,401	9,703	
	1 商工費	1 商工総務費	270,282	319	270,601				319	
									319	
		3 金融対策費	1,507,277	20,509	1,527,786	14,850			5,659	
						14,850			5,659	
						(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			14,850	
			4 観光費	798,290	4,925	803,215		1,200		3,725
							1,200		150	
					(市)地域活性化事業債			1,200		
									3,575	
	5 工業振興費	821,961	7,401	829,362			7,401	0		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	1,155	25持続的農業推進事業費 206 01人と環境にやさしい農業推進事業費 206
12 委託料	△949	10 需用費 1,155 消耗品費 535 賄材料費 620 12 委託料 △949 有機農産物栽培試験業務委託料 △949
12 委託料	109	10土地改良一般経費 109 03地すべり防止施設管理費 109 12 委託料 109 地すべり防止施設等管理業務委託料 109
14 工事請負費	17,455	18林道管理事業費 17,455 01林道管理事業費 17,455 14 工事請負費 17,455 林道路面整備工事費 17,455
27 繰出金	319	11地方卸売市場事業特別会計繰出金 319 01地方卸売市場事業特別会計繰出金 319 27 繰出金 319 地方卸売市場事業特別会計繰出金 319
18 負担金補助及び交付金	14,850	11融資事業費 20,509 01中小企業金融対策事業費 20,509 18 負担金補助及び交付金 14,850 市制度資金利子補給金 319 県制度資金利子補給金 14,531
22 償還金利子及び割引料	5,659	22 償還金利子及び割引料 5,659 返還金 5,659
12 委託料	3,575	14天龍峡まちづくり支援事業費 4,925 06天龍峡活性化事業費 1,350 14 工事請負費 1,350 施設改修工事費 1,350
14 工事請負費	1,350	07名勝天龍峡整備事業費 3,575 12 委託料 3,575 景観整備等業務委託料 3,575

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					
						特 定 財 源			一般財源		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他			
7	1	5						7,401	0		
			(財)土地売払収入（工業課）			7,401					
	6	まちづくり推進費	63,158	△8,670	54,488	△8,670			0		
						△8,670			0		
						(国)物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金			△8,670		
9 消防費			1,384,203	193,469	1,577,672		189,800		3,669		
	1	1 消防費	1,384,203	193,469	1,577,672		189,800		3,669		
		3	消防施設費	117,661	28,307	145,968		28,100		207	
								28,100		207	
							(市)緊急防災・減災事業債			28,100	
	5	災害対策費	149,889	165,162	315,051		161,700		3,462		
							161,700		3,462		
(市)緊急防災・減災事業債						161,700					
10 教育費			6,456,097	40,218	6,496,315		18,900		21,318		
	5	5 社会教育費	1,750,579	40,218	1,790,797		18,900		21,318		
		3	文化財保護費	189,596	1,243	190,839				1,243	
	4	公民館費	526,448	21,100	547,548		18,900		2,200		

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	7,401	12企業立地費 7,401 05産業団地管理事業費 7,401 12 委託料 7,401 測量調査等業務委託料 6,063 不動産鑑定評価業務委託料 1,338
18 負担金補助及び交付金	△8,670	20事業継続支援事業費 △8,670 01緊急経済対策事業費 △8,670 18 負担金補助及び交付金 △8,670 貨物運送事業者支援補助金 △8,670
11 役務費	12	11消防施設整備事業費 28,307
12 委託料	1,462	03消防団詰所整備事業費 28,307 11 役務費 12 手数料 12 12 委託料 1,462 実施設計業務委託料 1,462
13 使用料及び賃借料	103	13 使用料及び賃借料 103
14 工事請負費	26,730	14 工事請負費 26,730 施設設備等借上料 103 詰所改築工事費 26,730
12 委託料	700	10災害対策一般経費 165,162
14 工事請負費	163,942	15防災対策推進事業費 165,162 12 委託料 700 測量調査等業務委託料 700
17 備品購入費	520	14 工事請負費 163,942 防災倉庫解体工事費 17,930 防災倉庫新築工事費 146,012 17 備品購入費 520 事業用備品購入費 520
12 委託料	1,243	10文化財保護費 1,243
		01文化財管理事業費 1,243 12 委託料 1,243 廃棄物処分業務委託料 1,243

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳								
						特 定 財 源			一般財源					
						国県支出金	地 方 債	そ の 他						
10	5	4					18,900		2,200					
						(市)脱炭素化推進事業債			18,900					
	7	文化会館費				379,258	17,875	397,133				17,875		
												17,875		
11	災害復旧費		265,000	16,600	281,600		16,600		0					
	2	公共土木施設災害復旧費	257,000	16,600	273,600		16,600		0					
										10	土木施設単独災害復旧事業費	5,000	16,600	21,600
	16,600		0											
	(市)現年発生単独災害復旧事業債			16,600										
13	諸支出金		42,265	300	42,565			300	0					
	1	積立金	42,265	300	42,565			300	0					
										1	積立金	42,265	300	42,565
			300	0										
	(寄)環境保全寄附金			300										
	歳 出 合 計		56,372,274	362,116	56,734,390	57,649	226,500	13,241	64,726					

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	21,100	12公民館整備費 21,100 02公民館改修事業費 21,100 14 工事請負費 21,100 施設改修工事費 21,100
14 工事請負費	17,875	10文化会館管理費 17,875 03文化会館施設整備事業費 17,875 14 工事請負費 17,875 施設改修工事費 17,875
12 委託料	2,500	10土木施設単独災害復旧事業費 16,600 01土木施設単独災害復旧事業費 16,600 12 委託料 2,500 倒木処理業務委託料 2,500
14 工事請負費	14,100	14 工事請負費 14,100 災害復旧工事費 14,100
24 積立金	300	32脱炭素推進基金積立金 300 01脱炭素推進基金積立金 300 24 積立金 300 新規積立金 300

補正予算給与費明細書

2 一 般 職

(1) 総 括

ア 常勤の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費	合 計
		給 料	職員手当	計		
補正後	767	2,991,941	1,819,400	4,811,341	996,563	5,807,904
補正前	767	2,991,941	1,830,936	4,822,877	996,563	5,819,440
比 較	0	0	△ 11,536	△ 11,536	0	△ 11,536

職員 手 当 の 内 訳	区 分	時間外勤務 手 当	管理職員 特別勤務手当
	補正後	328,527	610
	補正前	340,013	660
	比 較	△ 11,486	△ 50

イ アに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職 員 手 当	△ 11,536	市議会議員 選挙に係る 減額分	△ 11,536	(5) 時間外勤務手当 △ 11,486 (7) 管理職員特別勤務手当 △ 50	給与条例第20条 給与条例第23条の2

ウ 会計年度任用職員

()内はパートタイム会計年度任用職員(外数)

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費等	合 計
		報酬	給 料	職員手当	計		
補正後	127 (744)	1,464,339	284,369	566,988	2,315,696	397,863	2,713,559
補正前	127 (744)	1,467,406	284,369	567,110	2,318,885	397,863	2,716,748
比 較	0 (0)	△ 3,067	0	△ 122	△ 3,189	0	△ 3,189

職員 手 当 の 内 訳	区 分	通勤手当	時間外勤務 手 当
	補正後	5,918	15,303
	補正前	5,923	15,420
	比 較	△ 5	△ 117

エ ウに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職 員 手 当	△ 122	市議会議員 選挙に係る 減額分	△ 122	(1) 通勤手当 △ 5 (3) 時間外勤務手当 △ 117	会計年度任用職員給与条例第8条 会計年度任用職員給与条例第10条

附表 2

地 方 債 の 令 和 5 年 度 末 に お け る
令 和 7 年 度 末 に お け る 現 在 高 の

区 分	令 和 6 年 度 末 現 在 高			令 和 7 年 度 中	
				令 和 7 年 度 中	
	補正前の額	補 正 額	補正後の額	繰越明許分	補正前の額
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普 通 債	23,394,349	△ 1,501,200	21,893,149	940,700	5,741,000
(1) 総 務	3,379,694	△ 153,300	3,226,394	132,700	845,200
(2) 民 生	1,710,024	△ 53,300	1,656,724		402,500
(3) 衛 生	1,062,276	△ 19,300	1,042,976	10,000	123,700
(4) 労 働	41,571	0	41,571		20,000
(5) 農 林	1,222,015	△ 119,300	1,102,715	55,600	325,300
(6) 商 工	1,134,770	△ 114,300	1,020,470		565,900
(7) 土 木	7,649,222	△ 871,500	6,777,722	604,900	1,849,800
(8) 公 営 住 宅	644,413	△ 36,500	607,913	21,800	157,300
(9) 消 防	1,341,793	△ 76,000	1,265,793	68,900	152,700
(10) 教 育	5,208,571	△ 57,700	5,150,871	46,800	1,298,600
2. 災 害 復 旧 債	2,108,571	△ 141,100	1,967,471	83,100	54,900
(1) 補 助	1,146,079	△ 383,300	762,779	77,800	46,700
(2) 単 独	962,492	242,200	1,204,692	5,300	8,200
3. そ の 他	15,095,032	0	15,095,032		
(1) 減 税 補 て ん 債	22,593	0	22,593		
(2) 臨 時 財 政 対 策 債	14,950,557	0	14,950,557		
(3) 減 収 補 て ん 債	121,882	0	121,882		
合 計	40,597,952	△ 1,642,300	38,955,652	1,023,800	5,795,900

現在高並びに令和6年度末及び
見込みに関する調書補正

増 減 見 込 み			令 和 7 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
起 債 見 込 額					
補 正 額	補正後の額	計	補正前の額	補 正 額	補正後の額
千円	千円	千円	千円	千円	千円
209,900	5,950,900	6,891,600	26,581,658	△ 350,600	26,231,058
	845,200	977,900	3,776,347	△ 20,600	3,755,747
	402,500	402,500	1,912,695	△ 53,300	1,859,395
	123,700	133,700	1,153,647	△ 9,300	1,144,347
	20,000	20,000	53,257		53,257
	325,300	380,900	1,399,821	△ 63,700	1,336,121
1,200	567,100	567,100	1,623,532	△ 113,100	1,510,432
	1,849,800	2,454,700	8,656,941	△ 266,600	8,390,341
	157,300	179,100	730,941	△ 14,700	716,241
189,800	342,500	411,400	1,320,547	182,700	1,503,247
18,900	1,317,500	1,364,300	5,953,930	8,000	5,961,930
16,600	71,500	154,600	2,058,919	△ 41,400	2,017,519
	46,700	124,500	1,193,138	△ 305,500	887,638
16,600	24,800	30,100	865,781	264,100	1,129,881
			13,492,260		13,492,260
			3,984		3,984
			13,374,011		13,374,011
			114,265		114,265
226,500	6,022,400	7,046,200	42,132,837	△ 392,000	41,740,837

令和 7 年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 7 年度飯田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,652 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,552 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

飯田市長 佐 藤 健

第 1 表 歳入歳出予算補正
直営診療施設勘定
歳 入

款	項
1 繰入金	
	1 他会計繰入金
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
4,955	2,652	7,607
3,455	2,652	6,107
39,900	2,652	42,552

歲出

款	項
1 総務費	
	1 施設管理費
歳 出 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
28,915	2,652	31,567
28,915	2,652	31,567
39,900	2,652	42,552

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

国保補7

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	28,915	2,652	31,567
歳 出 合 計	39,900	2,652	42,552

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
		2,652	0
		2,652	0

直営診療施設勘定

2 歳 入

(款) 1 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
1 繰入金	4,955	2,652	7,607
1 他会計繰入金	3,455	2,652	6,107
1 一般会計繰入金	3,455	2,652	6,107
歳 入 合 計	39,900	2,652	42,552

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	2,652	一般会計繰入金 2,652

3 歳 出

(項) 1 施設管理費

国保補12

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
14 工事請負費	312	10 一般管理費 2,652 01 一般管理費 2,652 14 工事請負費 312 施設改修工事費 312
17 備品購入費	840	17 備品購入費 840 事業用備品購入費 840
18 負担金補助及び交付金	1,500	18 負担金補助及び交付金 1,500 医師会負担金 1,500

令和 7 年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 7 年度飯田市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 63,473 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,853,873 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

飯田市長 佐 藤 健

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
3 支払基金交付金	
	1 支払基金交付金
7 繰入金	
	1 一般会計繰入金
8 繰越金	
	1 繰越金
9 諸収入	
	4 雑入
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,089,486	773	3,090,259
3,089,486	773	3,090,259
1,820,466	△10,201	1,810,265
1,731,425	△10,201	1,721,224
30,000	60,218	90,218
30,000	60,218	90,218
576	12,683	13,259
46	12,683	12,729
11,790,400	63,473	11,853,873

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
	3 介護認定審査会費
8 諸支出金	
	1 還付金及び償還金
歳 出 合 計	

(単位：千円)

[illegible]

1 総括
(歳入)

[illegible]

(歳出)

[illegible]

(単位：千円)

補正額の財源内訳		
特定財源		一般財源
国県支出金	地方債その他	
		2,4820
		77360,218
		3,25560,218

2 歳 入

(款) 3 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 支払基金交付金	3,089,486	773	3,090,259
1 支払基金交付金	3,089,486	773	3,090,259
1 介護給付費交付金	3,002,152	773	3,002,925
7 繰入金	1,820,466	△10,201	1,810,265
1 一般会計繰入金	1,731,425	△10,201	1,721,224
4 その他一般会計繰入金	245,813	△10,201	235,612
8 繰越金	30,000	60,218	90,218
1 繰越金	30,000	60,218	90,218
1 繰越金	30,000	60,218	90,218
9 諸収入	576	12,683	13,259
4 雑入	46	12,683	12,729
3 雑入	46	12,683	12,729
歳 入 合 計	11,790,400	63,473	11,853,873

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
2 過年度分	773	過年度分 773
1 職員給与費等繰入金	△10,201	職員給与費等繰入金 △10,201
2 純繰越金	60,218	純繰越金 60,218
1 雑入	12,683	デジタル基盤改革支援補助金 12,683

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	245,613	2,482	248,095			2,482	0
1 総務管理費	126,174	2,482	128,656			2,482	0
1 一般管理費	126,054	2,482	128,536			2,482	0
						2,482	0
				(繰)職員給与費等繰入金			2,482
3 介護認定審査会費	103,394	0	103,394				0
2 認定審査会共同設置負担金	40,843	0	40,843				0
							0
				(繰)職員給与費等繰入金			△12,683
				(諸)デジタル基盤改革支援補助金			12,683
8 諸支出金	80,623	60,991	141,614			773	60,218
1 還付金及び償還金	34,100	60,991	95,091			773	60,218
2 償還金	30,100	60,991	91,091			773	60,218
						773	60,218
				(支)過年度分			773
歳 出 合 計	11,790,400	63,473	11,853,873			3,255	60,218

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	1,704	01人件費 2,482 03会計年度任用職員人件費 2,482 1 報酬 1,704 報酬 (パートタイム) 1,704
3 職員手当等	383	3 職員手当等 383 期末手当 (パートタイム) 208 勤勉手当 (パートタイム) 175
4 共済費	355	4 共済費 355 市町村共済負担金 143 社会保険料 212
8 旅費	40	8 旅費 40 費用弁償 (パートタイム) 40
		10認定審査会共同設置負担金 01認定審査会共同設置負担金 財源内訳補正
22 償還金利子及び割引料	60,991	10償還金 60,991 01償還金 60,991 22 償還金利子及び割引料 60,991 返還金 60,991

附表

補正予算給与費明細書

ウ 会計年度任用職員

()内はパートタイム会計年度任用職員(外数)

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費等	合 計
		報酬	給 料	職員手当	計		
補正後	0 (14)	39,153	0	10,320	49,473	7,013	56,486
補正前	0 (13)	37,449	0	9,937	47,386	6,658	54,044
比 較	0 (1)	1,704	0	383	2,087	355	2,442

職員 手 当 の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当
	補正後	5,609	4,711
	補正前	5,401	4,536
	比 較	208	175

エ ウに係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
職 員 手 当	383	人員配置等による人件費の増額	383	(1) 期末手当	208 会計年度任用職員給与条例第15条、第26条
				(2) 勤勉手当	175 会計年度任用職員給与条例第15条の2、第26条の2

令和 7 年度飯田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）案

令和 7 年度飯田市の地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,178 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,378 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 9 月 2 日提出

飯田市長 佐 藤 健

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
3 繰入金	
	1 他会計繰入金
	2 基金繰入金
4 繰越金	
	1 繰越金
歳 入 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
9,743	419	10,162
9,743	319	10,062
0	100	100
1,533	1,759	3,292
1,533	1,759	3,292
17,200	2,178	19,378

歲 出

款	項
1 卸売市場費	
	1 卸売市場費
歲 出 合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
16,082	2,178	18,260
16,082	2,178	18,260
17,200	2,178	19,378

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	9,743	419	10,162
4 繰越金	1,533	1,759	3,292
歳入合計	17,200	2,178	19,378

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 卸売市場費	16,082	2,178	18,260
歳 出 合 計	17,200	2,178	19,378

(単位：千円)

補正額の財源内訳		
特定財源		一般財源
国県支出金	地方債その他	
		319
		1,859

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	9,743	419	10,162
1 他会計繰入金	9,743	319	10,062
1 一般会計繰入金	9,743	319	10,062
2 基金繰入金	0	100	100
1 基金繰入金	0	100	100
4 繰越金	1,533	1,759	3,292
1 繰越金	1,533	1,759	3,292
1 繰越金	1,533	1,759	3,292
歳 入 合 計	17,200	2,178	19,378

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 一般会計繰入金	319	一般会計繰入金 319
1 地方卸売市場事業基金繰入金	100	地方卸売市場事業基金繰入金 100
1 純繰越金	1,759	純繰越金 1,759

3 歳 出

(款) 1 卸売市場費
(項) 1 卸売市場費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 卸売市場費	16,082	2,178	18,260			319	1,859
1 卸売市場費	16,082	2,178	18,260			319	1,859
1 総務管理費	16,082	2,178	18,260			319	1,859
						319	1,859
				(繰)一般会計繰入金			319
歳 出 合 計	17,200	2,178	19,378			319	1,859

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	2,178	10総務管理費 2,178 01総務管理費 2,178 12 委託料 2,178 調査業務委託料 2,178

令和 7 年度飯田市病院事業会計補正予算（第 2 号）案

第 1 条 令和 7 年度飯田市病院事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度飯田市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	1, 226, 100 千円	30, 000 千円	1, 256, 100 千円
第 1 項 企業債	1, 108, 300 千円	30, 000 千円	1, 138, 300 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	2, 085, 200 千円	30, 000 千円	2, 115, 200 千円
第 1 項 建設改良費	1, 166, 185 千円	30, 000 千円	1, 196, 185 千円

第 3 条 予算第 5 条に定めた起債の限度額「1, 108, 300 千円」を「1, 138, 300 千円」に改める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

飯田市長 佐 藤 健

令和7年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

資本的收入及び支出
収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			千円 1,226,100	千円 30,000	千円 1,256,100	
	1 企業債		1,108,300	30,000	1,138,300	
		1 企業債	1,108,300	30,000	1,138,300	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			千円 2,085,200	千円 30,000	千円 2,115,200	
	1 建設改良費		1,166,185	30,000	1,196,185	
		2 設備費	876,185	30,000	906,185	

令和7年度飯田市病院事業会計補正予算（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書

（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

区 分	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
無形固定資産の取得による支出	△ 84,893	△ 30,000	△ 114,893
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,083,725	△ 30,000	△ 1,113,725
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
企業債による収入	1,108,300	30,000	1,138,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	307,085	30,000	337,085
資金増減額	△ 546,715	0	△ 546,715
資金期末残高	3,832,936	0	3,832,936

令和 7 年度飯田市下水道事業会計補正予算（第 1 号） 案

第 1 条 令和 7 年度飯田市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度飯田市下水道事業会計予算第 5 条で定めた債務負担行為の追加を次のように定める。

事 項	期 間	限度額
下水道処理施設包括的維持 管理業務委託	令和 7 年度から令和18年度まで	4,800,000千円

令和 7 年 9 月 2 日提出

飯 田 市 長 佐 藤 健

債務負担行為

事 項		限 度 額	令和6年度末までの 支払義務発生(見込)額	
			期 間	金 額
修正前	下水道処理施設包括的維持管理業務委託	千円 0	年度 —	千円 0
修正後		4,800,000	—	0

に関する調書

令和7年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳		
期 間	金 額	下水道事業 収 益	国県支出金	企業債
年度	千円	千円	千円	千円
	0	0	0	0
9～18	4,800,000	4,772,000	28,000	0

議案第106号

令和6年度飯田市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度飯田市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第107号

令和6年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度飯田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第108号

令和6年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度飯田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第109号

令和6年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度飯田市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第110号

令和6年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度飯田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第111号

令和6年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度飯田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第112号

令和6年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度飯田市墓地事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第113号

令和6年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第114号

令和6年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算
認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第115号

令和6年度飯田市病院事業決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度飯田市病院事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第116号

令和6年度飯田市水道事業決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度飯田市水道事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第117号

令和6年度飯田市下水道事業決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度飯田市下水道事業決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健

議案第118号

令和6年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度飯田市各財産区会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和7年9月2日提出

飯田市長 佐藤 健